

高齢者インフルエンザ予防接種を実施

町では、高齢者等を対象にインフルエンザ予防接種を実施します。対象となる方で接種を希望する場合は、期間内に町契約医療機関で接種を受けて下さい。

【対象者】

①御宿町に住民登録のある65歳以上の方

②御宿町に住民登録のある60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級の方又はそれに準ずると医師が判断した方)

※②に該当する方は、予診票を配布しますので、身体障害者手帳または医師の診断書をお持ちの上、役場保健福祉課保健事業班(3階②窓口)へお越しください。

【接種期間】10月1日(土)～12月31日(土)

※年末は医療機関が休診となっている場合がありますので、ご注意ください。

【接種回数】接種期間内に1回

【個人負担額】医療機関が提示した接種料金から1,000円を控除した額(生活保護受給者は自己負担額なし)

【接種医療機関】町契約医療機関

※詳細については、65歳以上の方へ9月末に個別通知をします。なお、10月1日～12月31日の間に65歳に到達される方にも個別通知をしますが、接種することが出来るのは65歳到達以降となります。また、個別通知は平成28年9月1日現在の住民登録に基づき発送しますので、該当する方で、平成28年9月1日以降に転入手続きをされた場合は、お問い合わせください。

※実施期間外、対象者以外の接種につきましては、全額自己負担となりますのでご注意ください。

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

国民年金保険料納付猶予制度の対象年齢が50歳未満へ拡大

平成28年7月1日から、若年者納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他に、免除制度等もありますのでご相談ください。

【問い合わせ】

国民年金保険料専用ダイヤル TEL 0570-011-050

千葉年金事務所国民年金課 TEL 043-242-6320

税務住民課 住民班 TEL 0470-68-6695

おんじゆく お知らせ版

発行日 平成28年9月23日 NO. 705

編集 御宿町企画財政課 TEL 68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

Twitter @KohoOnjuku

★Twitterアラートの配信を行っています★

児童のインフルエンザ費用の助成が始まります

今年度から、高校生以下の年齢に相当するお子さんのインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

【対象者】御宿町に住民登録のある、平成10年4月2日以降に生まれた方(ただし高校生の年齢相当は就職していない方に限る。)

【助成範囲】10月1日～12月31日の間に接種したインフルエンザ予防接種費用

【助成額】1回につき上限2,000円

【助成回数】小学生以下:2回 中・高校生:1回

【助成の方法】申請に基づく償還払い

※申請期間は医療機関に予防接種費用を支払った日から起算して2年以内です。

【申請書類等】①接種医療機関発行の領収書

②母子手帳・接種済証等の接種したことが確認できる書類(領収書で確認できる場合は不要)

③高校生以上の場合は就職していないことが確認できる書類(学生証等)

④保護者名義の振込口座がわかるもの

⑤印鑑

【申請・問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

公民館文化体験プログラム(第2回)和菓子教室を開催

町公民館では、自分の才能や趣味を再発見してもらうため様々なプログラムを企画しています。今回は、和菓子教室を以下のとおり実施しますので、ご希望のある方はご参加ください。

【日時】10月20日(木)13:30～16:30頃まで

【費用】1,200円

【持ち物】エプロン、三角巾、ハンドタオル、筆記用具、タッパー(持ち帰り用)

【申込方法】10月15日(土)までに、電話にて住所、氏名、年齢、電話番号を町公民館へお知らせください。(申込先着順)

【申込・問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

県税の会計室窓口での納付状況

日頃から、自動車税をはじめ、県税の役場会計室での納付にご協力いただきありがとうございます。

8月31日現在の会計室窓口での県税取扱状況は、次のとおりです。

【取扱件数】502件

【納付額】18,064,500円

【県からの取扱費交付見込額】361,290円

県税を納付の際は、引き続き役場会計室をご利用くださいますようお願いいたします。

【町会計室で納付できる主な県税】

自動車税、自動車取得税、不動産取得税、法人県民税、法人事業税、個人事業税

【問い合わせ】

千葉県自動車税事務所(自動車税・自動車取得税のみ)

TEL 043-243-2721

茂原県税事務所 TEL 0475-22-1721

海岸清掃及び町民清掃を実施

10月は以下のとおり海岸清掃と町民清掃を実施しますので、良好な環境保全のため、皆さんの参加をお願いします。

【日時】10月16日(日)8:00～10:00

【海岸清掃を実施する区】

須賀区、浜区、新町区、六軒町区、岩和田区

清掃場所	ごみ袋配布場所及びごみ回収場所
浜海岸	浜トイレ脇
中央海岸	海岸ステージ付近、砂丘橋海岸側
浦仲海岸	海岸通り(岩和田寄り階段付近)
岩和田海岸	岩和田海岸駐車場(御宿活魚付近)

【町民清掃を実施する区】

高山田区、久保区、実谷・七本区、上布施区、御宿台区

※清掃は行政区ごとに決められた場所で行ってください。

【問い合わせ】建設環境課 環境整備班 TEL 68-6694

10月の「心配ごと相談所」開設日

開設日	場所	相談内容
10月3日(月)	地域福祉センター	一般相談・行政相談 障害者相談
10月21日(金)	地域福祉センター	一般相談・人権相談

相談時間は9:00～12:00です。

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

粗大ごみの戸別収集を実施

町では、次のとおり粗大ごみの戸別収集を実施します。

【実施予定日】	10月27日(木)	11月17日(木)	12月22日(木)
	1月26日(木)	2月23日(木)	3月23日(木)

※収集時間等の詳細は別途申込者にお知らせします。また、実施予定日は変更となる場合があります。

【料金】1kgにつき90円

【申込方法】

住所、氏名、電話番号、収集希望月、粗大ごみの種類・数量、排出場所を記入したもの(様式は問いません)を、FAX・持参・郵送のいずれかの方法で、収集希望月の15日までに町清掃センターまたは役場建設環境課(3階⑤窓口)に提出してください。

【申込・問い合わせ】〒299-5102 御宿町久保1041
町清掃センター TEL/FAX 68-4613

住宅リフォーム補助金をご活用ください

町では、高齢者の暮らしの安全確保や、子育て世帯の住環境の向上及び定住促進を図るため、高齢者世帯、子育て世帯、転入者及び空き家住宅のリフォーム工事を行う場合に工事費用の助成を行っており、現在までに6件の利用がありました。

引き続き予算の範囲内において、以下のとおり申請を受付けていますのでご活用ください。

対象	要件	補助金の額
高齢者世帯	介護認定を受けていない70歳以上の方がいる世帯	補助対象となる工事に係る経費の20% (千円未満の端数切捨て) 上限20万円 (補助対象経費が100万円以上の場合は一律20万円)
子育て世帯	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供がいる世帯	
転入者	居住を目的に町内の中古住宅を購入し、その住宅のリフォーム工事完了後に他の市町村等から本町に転入する方、又は、申請時において、既に町内の中古住宅に係る転入届をした日から1年以内である場合	
空き家住宅	御宿町空き家バンクへ登録のある住宅	

【手続きの流れ】

①交付申請(交付申請提出)→②交付決定(交付決定通知書)→③工事着手(工事)(変更がある場合は変更手続)→④工事完了(実績報告書提出)→⑤交付金額確定(確定通知書)(請求書提出)→⑥補助金受領

※工事内容が補助対象になるかについては、建設環境課建設水道班にお問い合わせください。

【申込・問い合わせ】建設環境課 建設水道班 TEL 68-6694

合併処理浄化槽設置補助金をご活用ください

生活雑排水の河川や海への流入を防ぎ、自然環境を維持するため、町では、自らが居住する建物について、単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置に対して補助を行っています。現在単独浄化槽や汲取り便槽を使用しており、設備を更新する方はご活用ください。

【補助金額】設置する浄化槽の人槽により異なります。

・単独浄化槽からの転換設置 512,000円～728,000円

・汲取り便槽からの転換設置 432,000円～648,000円

【申請方法】

申請書にご記入のうえ、必要書類を添付し、役場建設環境課環境整備班(3階⑤窓口)へ提出してください。申請書は建設環境課窓口を設置してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。申込先着順に受付をし(閉庁日を除く)、予算額に達した時点で締め切ります。

工事完成後の実績報告書を平成29年3月10日までに提出していただきますので、間に合うように申請してください。

※詳細は町ホームページに掲載しています。ご不明な点は役場建設環境課環境整備班へお問い合わせください。

【申込・問い合わせ】建設環境課 環境整備班 TEL 68-6694

住宅用省エネルギー設備設置補助金をご活用ください

町では地球温暖化防止対策の一環として、住宅用省エネルギー設備設置費用の助成を行っており、平成28年度補助金の申請を以下のとおり受け付けています。

対象設備	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	太陽電池の最大出力(小数点以下第3位を四捨五入)1kW/hあたり40,000円とし、上限140,000円(3.5kW/h)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	上限100,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限100,000円
エネルギー管理システム(HEMS)	上限10,000円
電気自動車充電設備	上限50,000円

※メーカーによっては設置できない場合があります。詳しくはメーカーに直接お問い合わせください。

【申請方法】

申請書にご記入のうえ、必要書類を添付し、役場建設環境課環境整備班(3階⑤窓口)へ提出してください。平成29年1月31日(火)まで申込先着順に受付をし(閉庁日を除く)、予算額に達した時点で締め切ります。申請書は建設環境課窓口を設置してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は町ホームページに掲載しています。ご不明な点は役場建設環境課環境整備班へお問い合わせください。

【申込・問い合わせ】建設環境課 環境整備班 TEL 68-6694

定期予防接種にB型肝炎予防接種が追加されます

10月1日から、乳児に対するB型肝炎予防接種が定期接種に追加されます。対象となる方には個別に通知しますが、接種期間が短い方もいますので、忘れずに接種しましょう。

予診票は役場保健福祉課保健事業班(3階②窓口)で交付します。母子健康手帳や予防接種済証等の接種履歴のわかるものを持参のうえ、交付の手続きをしてください。

【対象及び接種回数】

平成28年4月1日以降に出生した1歳未満の乳児:3回接種
※過去に任意接種としてB型肝炎ワクチンの接種を受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

野焼き(野外焼却)は原則禁止です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、廃棄物の不法投棄は当然のことながら、野焼き行為も原則として禁止されており、違反者には法律に基づき罰則が課せられることがあります。

家庭からのごみは自家処分せず、町のごみ収集日に出すか、直接清掃センターへ搬入してください。塩素を含んだビニールやプラスチックを低い燃焼温度で燃やすと、ダイオキシンが発生しやすくなり、生活環境の悪化につながります。

また、農業や宗教行事などでの軽微な焼却については禁止の例外とされていますが、煙やにおいが近隣の迷惑にならないことが前提です。周囲に声を掛けるなど配慮をお願いします。

【問い合わせ】建設環境課 環境整備班 TEL 68-6694

夷隅地域チェーンソー安全使用講習会を開催

夷隅地域農林業振興協議会では、チェーンソーの安全な使い方を普及し、労働災害を防止するため、安全使用講習会を開催します。この講習は、「労働安全衛生規則第36条第8号」に基づく特別教育講習となります。

【日程】10月30日(日)と31日(月)の2日間

【場所】大多喜県民の森

【受講料】15,000円

【募集人数】25名(夷隅地域内に在住又は在勤の方)申込先着順

【申込方法】10月7日(金)～20日(木)の9:00～17:00に、以下へお申込みください(土日、祝日を除く)。

【申込・問い合わせ】南部林業事務所森林振興課
TEL 04-7092-1318